

計画変更申請手数料計算書

	建築面積			床面積		
	申請	既存	計	申請	既存	計
直前の確認						
今回申請の増				1		
今回申請の減						
計						

計画変更床面積算定準則より

第1 1項関連

変更申請項目		変更面積
1号	道路の幅員、接道の長さ、建築物の位置の変更等	
2号	建築面積の変更	
3号	高さ又は階数の変更	
4号	床の変更	
5号	階段の変更	
6号	柱、梁又は桁の変更	
7号	壁の変更	
8号	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	
9号	開口部の変更	
10号	土台、基礎又は基礎杭の変更	
11号	小屋組の変更	
12号	斜材の変更	
13号	建築設備の変更	
計		2

第1 2項関連

変更項目	
------	--

手数料算定対象床面積

$$\boxed{1} + \boxed{2} \times 1/2 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2$$

変更が第1 2項対象のみの場合                      30㎡以下                      9,000円

- 1) 施行規則第3条の2に定める「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」以外の変更は、計画変更申請として取扱い、その根拠として「計画変更床面積算定準則」を用いる。
- 2) 手数料の上限は「計画変更床面積算定準則」第2により、変更前の床面積の合計とする。
- 3) 変更申請が数度になる場合は、その都度上限は変更前の床面積の合計となり、手数料は算定した床面積の1/2の相当額を徴収する。